

新潟市応急排水ポンプ維持管理費助成金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、下水道未整備地域において排水不良の解消を図り、明るく住みよい生活環境をつくるために自治会又は町内会（以下「自治会等」という。）が設置した応急排水ポンプ（以下「施設」という。）の維持管理を対象に交付する助成金に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において「施設」とは、下水道未整備地域において都市排水を行う目的のために、自治会等により設置された応急排水ポンプをいい、新潟市から委託を受けて維持管理している自治会等の応急排水ポンプは除く。

(交付の対象)

第3 助成の交付の対象となる施設は自治会等が設置し、かつこれを維持管理するもので、次の各号の一に該当する施設のうち、市長が特に必要があると認めるものとする。

- (1) 設置することが地形上やむを得ない場所である施設
- (2) 設置したことにより、恩恵を受ける者が相当数である施設

(助成金の額)

第4 助成金の額は、1年間（4月1日から翌年の3月末日まで）において、施設の運転の維持管理（施設の修繕料を含む。）に要した経費のうちから、市長が必要と認めた額の80パーセント以内（算出した額に100円未満の端数があるとき、又は算出した額の全額が100円未満であるときは、その端数又は全額を切り捨てる。）とする。

(助成金の交付申請に係る添付書類)

第5 助成金の交付を受けようとする自治会等の代表者が提出する添付書類で、規則

第6条第1項第3号の規定により市長が必要と認める書類は、ポンプ施設運転計画書（別記様式）とする。

（実績報告に係る添付書類）

第6 規則第13条の規定により実績報告書に添付する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 燃料費、電気料等を支出したことを証明する書類
- (2) 修繕料を支出したことを証明する書類

附 則

この要綱は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別記様式

ポンプ施設運転計画書

1 設置場所の所在地

新潟市

2 設置年月日

3 ポンプの種類

4 ポンプの運転時間

年間

時間

5 年間維持管理費

電気料など

円

円

修繕料など

円

6 設置必要理由